

こども教育宝仙大学 研究室だより 第13回

「保育士が活躍する場所」

保育士や幼稚園教諭等を養成する学校へ入学する人の多くは、将来の夢を「保育所や幼稚園等で働くこと」や「保育所や幼稚園の先生になること」と話してくれます。「保育士が働くのは保育所」、「幼稚園教諭が働くのは幼稚園」という理解は間違っていないですが、実は保育士が活躍するのは保育所だけではなく、保育士は保育所を含めた児童福祉施設といわれるさまざまな施設で活躍しています。

では、児童福祉施設とはどのようなところでしょうか。例えば、親と一緒に生活ができない子ども達が生活する乳児院や児童養護施設、心身に障がいのある子ども達が生活し適切な支援を受ける障害児入所施設等、DVの被害を受けたり生活に困っている母子が生活する母子生活支援施設などが児童福祉施設といわれ、現在12種類の施設が児童福祉法で規定されています。

これらの施設で子どもたちと生活を共にし支援するために

配置される保育士も、児童福祉法に定められる国家資格
なのです。

皆さんもテレビの報道等を通して子どもへの虐待の問題を見聞きすることがあると思いますが、児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、年間159,850件（平成30年度）もあり、毎年増加しています。



そのような子どもたちの安全・安心な生活とより良い将来を保障するためには、また障がいのある方々がその人らしい生活を送るためには、どのような支援が必要で保育士は何ができるのかを学びます。

4年間の学びを通して、支援者としての保育士について考えていきましょう。

（松倉佳子 研究分野：社会福祉）